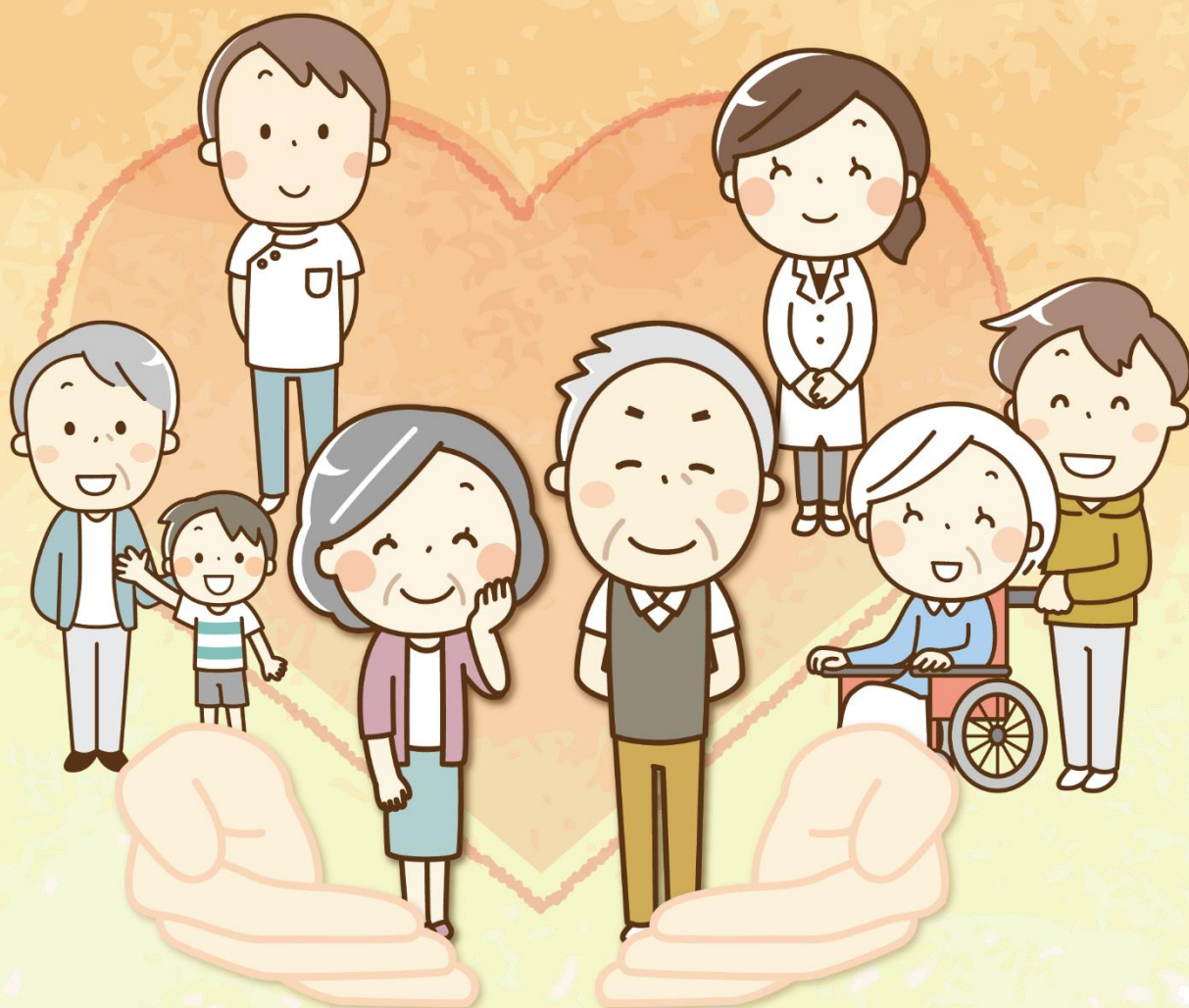


～さばえ笑顔で安心プラン～
鯖江市高齢者福祉計画・
第9期介護保険事業計画

計画年度：2024年度～2026年度
(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月
鯖江市

目次

- 1 計画の策定にあたって …… P 1
- 2 高齢者を取り巻く状況等 …… P 2
- 3 本計画の基本的な考え方 …… P 4
- 4 施策の内容(重点項目) …… P 6
- 5 介護サービス量の見込み …… P 9

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨と背景

2025年（令和7年）にはいわゆる団塊世代が75歳以上となり、全国的に生産年齢人口は減少していく一方で、65歳以上人口は2040年（令和22年）を超えるまで、75歳以上人口は2055年（令和37年）まで増加傾向が続きます。そして、要介護認定率の上昇や介護給付費が急増する85歳以上人口は、2035年（令和17年）から2060年（令和42年）頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。

本市では、「鯖江市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」において、基本理念である「みんなで支え合う生涯青春のまちさばえ」の実現に向け、高齢者や障がいのある人等、すべての市民の基本的な人権を尊重し、誰もが生涯にわたり、健やかで自立した生活を送りながら目的を持っていきいきと活動し、長寿による豊かさを実感できるよう、様々な場面で高齢者が活躍できるまちを目指してきました。

今回、第8期計画の取組と課題に基づき、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進していくために、本市が目指すべき高齢者福祉の基本的な方針を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的として「鯖江市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定します。

(2) 計画の期間と位置付け

本計画の期間は、2024年（令和6年）度から2026年（令和8年）度までの3年間です。

2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)	2027年 (令和9年)	2028年 (令和10年)	2029年 (令和11年)
鯖江市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 2021～2023			鯖江市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 2024～2026年度 (令和6～8年度)			鯖江市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画 2027～2029		

(3) 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

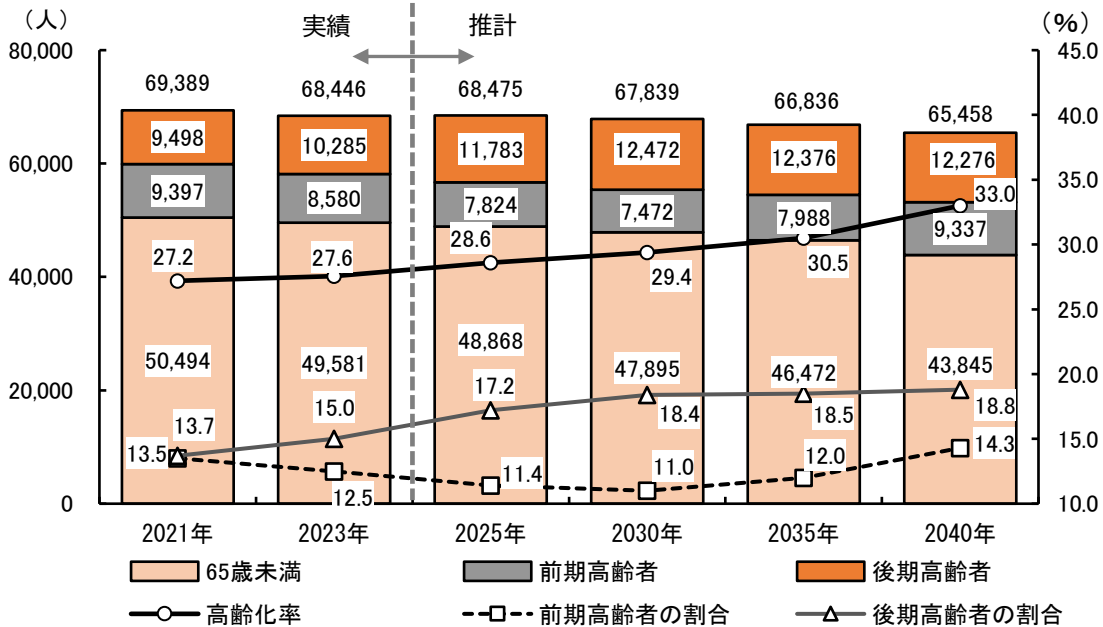
SDGsは、「誰一人取り残さない（Leave no one behind）」持続可能な社会の実現を目指す世界共通の17の目標です。2015年（平成27年）の国連サミットにおいて合意され、2030年（令和12年）を達成年限としています。

本市においてもSDGsの視点を踏まえ、各種施策の推進に努めます。

3 すべての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	8 働きがいも 経済成長も	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
<ul style="list-style-type: none"> ●健康診断を受けよう ●予防接種をきちんと受けよう 	<ul style="list-style-type: none"> ●公民館の行事に積極的に参加しよう ●学習支援ボランティアに参加してみよう 	<ul style="list-style-type: none"> ●職場の雇用形態を見直そう ●女性と男性が、職場で均等な機会を与えられているか調べよう 	<ul style="list-style-type: none"> ●身近に不平等を強いられている人がいないか確認してみよう ●差別的な政策、慣行について調べてみよう 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域に危ない場所がないか確認しよう ●子ども会や町内会活動に参加してみよう 	<ul style="list-style-type: none"> ●自分たちの国や自治体が行っていることに興味を持とう ●平和について考えてみよう 	<ul style="list-style-type: none"> ●多くの人を巻き込んで一緒に活動しよう ●SDGsの達成に向けたイベントや研修会に積極的に参加しよう

2 高齢者を取り巻く状況等

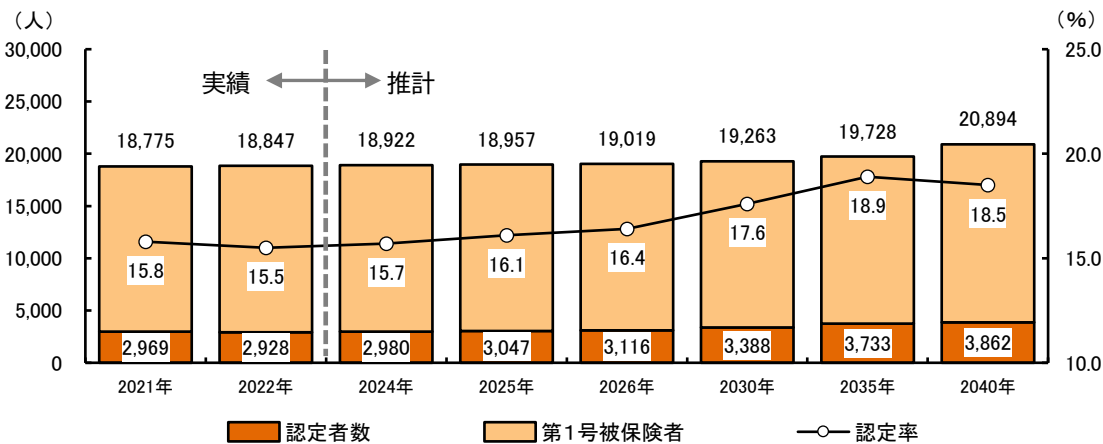
(1) 本市の高齢化の現状と今後の見込み



資料：2021年、2023年 行政区別年齢別人口統計表（各年9月末日現在）
 2025年以降 地域包括ケア「見える化」システム推計
 ※端数調整により合計割合が合わないことがあります

(2) 認定者数の推移と見込み

本市の第1号被保険者における要介護（要支援）認定者数は、2022年（令和4年）にいったん減少するものの、2024年（令和6年）以降は増加し、2040年（令和22年）以降、減少すると見込まれています。認定率についても、ほぼ同様の傾向をたどると見込まれます。

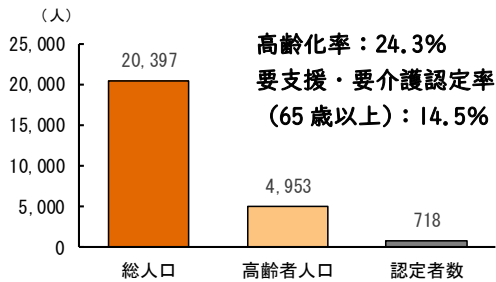


資料：2021年～2022年 厚生労働省「介護保険事業状況報告書年報」
 2024年～2040年 地域包括ケア「見える化システム」推計

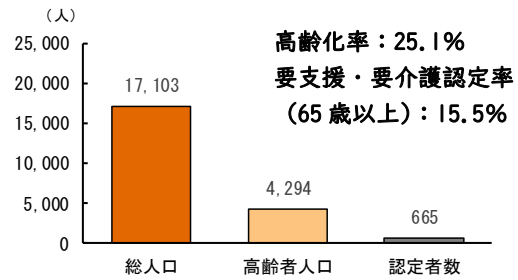
(3) 日常生活圏域の設定および圏域ごとの状況と課題

日常生活圏域において、高齢化の状況や、要介護認定者数の状況、世帯の状況など、地域の特性により生活上の課題や介護ニーズは異なり、また、地域の資源や生活支援サービスなどの地域の取組なども様々です。それぞれの地域の現状や課題を把握し、地域の特性にあった地域包括ケアシステムが構築されるよう必要な支援を講じていきます。

④西部圏域(立待、吉川、豊)



②神明圏域(神明)

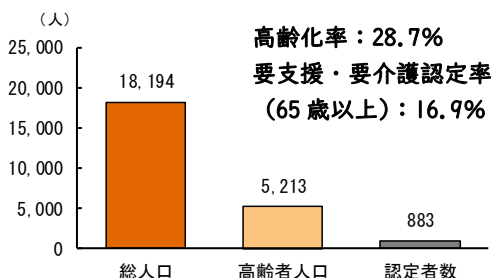


- ・生活困窮者の相談窓口を周知する
- ・通いの場等への参加を促進する
- ・高齢者への声かけや見守り活動を活発に行う

- ・1人暮らしの高齢者の見守り活動を活発にする
- ・通いの場等への参加を促進する
- ・地域活動への参加を促進する

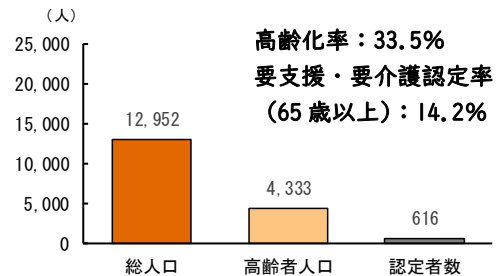


①鯖江圏域(鯖江、新横江)



- ・共食を増やす
- ・軽運動の機会を増やす
- ・通いの場等への参加を促進する
- ・介護や医療の相談窓口について周知する

③東部圏域(中河、片上、北中山、河和田)



- ・1人暮らしの高齢者の見守り活動を活発にする
- ・通いの場等への参加を促進する
- ・介護予防事業による健康づくりを促進する

3 本計画の基本的な考え方

(1) 基本理念



第9期計画では、第8期計画を継承しつつ、高齢になっても住み慣れた地域で人とつながり、安心して暮らすことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく提供される地域づくりを目指します。

(2) 基本目標

基本目標1 高齢者の介護予防・生活支援の充実

地域や家庭の中で、主体的に介護予防・フレイル予防に取り組むための多様なサービス提供と地域包括支援センターの機能強化を推進します。

基本目標2 認知症施策の推進と高齢者の権利擁護

認知症の人やその家族が不安なく地域で過ごせるための事業の充実を図ります。また、認知症等で判断能力が不十分な高齢者の権利を擁護するための成年後見制度の利用促進を図ります。

基本目標3 生きがいづくり・社会参加の促進

高齢者の仲間づくりや社会参加の場・機会を提供することで、生きがいづくりと社会参加を促進します。

基本目標4 在宅医療と介護の連携強化

安心した在宅療養生活を支えるために、医療・介護の多職種が相互の理解を深め、協働・連携体制を強化します。また、増加する在宅医療利用者を支えるための、かかりつけ医の普及や看取り、ACP（人生会議）の普及啓発を推進します。

基本目標5 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活支援サービスの提供、災害時等の支援体制の整備、公共交通の充実や高齢者向け住宅の供給促進等に取り組むとともに、地域の実情に応じた地域住民主体の生活支援体制の構築を推進します。

基本目標6 介護保険サービスの充実

市民のニーズに対応できるよう介護サービスの提供体制を整えるとともに、介護給付の適正化および介護に関わる人の負担軽減、人材確保等に努めます。

(3) 計画の体系

[基本目標]

[主な施策]

基本目標 1

高齢者の介護予防・生活支援の充実

- ① 自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの充実
- ② 多様なサービスの提供体制の充実および利用促進【重点項目】
- ③ 元気高齢者等サービス担い手の参入促進
- ④ 介護予防・日常生活支援総合事業の充実を推進
- ⑤ 健康的な生活習慣の実践
- ⑥ 健康づくりの意識・意欲の向上と自然に健康になれる環境整備
- ⑦ 介護予防・フレイル予防と活動の推進【重点項目】
- ⑧ 地域包括支援センターの機能強化
- ⑨ 地域ケア会議の充実【重点項目】
- ⑩ 地域包括支援センターの体制強化と専門職のスキルアップ
- ⑪ 重層的支援体制整備事業による他分野との連携促進

基本目標 2

認知症施策の推進と高齢者の権利擁護

- ① 認知症への不安解消に向けた普及・啓発
- ② 認知症に対する理解促進と本人発信支援【重点項目】
- ③ 認知症の早期発見・早期対応
- ④ 家族介護者への支援
- ⑤ 家族介護者の精神的負担の軽減
- ⑥ ヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- ⑦ 地域の見守り活動の充実
- ⑧ 成年後見制度の利用促進

基本目標 3

生きがいづくり・社会参加の促進

- ① 価値観の多様化やニーズに応じた学習・文化活動、スポーツ等の機会提供【重点項目】
- ② ボランティアや就労機会の確保による社会参加の促進
- ③ 地域活動支援による社会参加の促進

基本目標 4

在宅医療と介護の連携強化

- ① 医療・介護の他職種間の連携推進
- ② 入退院時の円滑な連携強化
- ③ かかりつけ医の更なる普及【重点項目】

基本目標 5

高齢者が安心して暮らせる環境づくり

- ① 外出しやすい環境づくり
- ② 多様な住まいの確保
- ③ 安心して暮らせる体制づくり
- ④ 高齢者を地域で支える体制の推進
- ⑤ 地区の状況に応じた生活支援サービスの開発【重点項目】
- ⑥ 多様な主体が積極的に参加できる情報発信
- ⑦ 地域共生社会の推進
- ⑧ 自然災害や大規模感染症発生時等における体制整備【重点項目】
- ⑨ 避難行動要支援者避難支援プランの充実および福祉避難所との連携強化【重点項目】

基本目標 6

介護保険サービスの充実

- ① 介護サービスの提供体制の確保・拡充【重点項目】
- ② 介護給付費の適正化
- ③ 介護人材の育成・確保の取組強化
- ④ 介護分野における利便性・生産性向上の取組【重点項目】

4 施策の内容（重点項目）

基本目標1 高齢者の介護予防・生活支援の充実

●多様なサービスの提供体制の充実および利用促進

- 在宅での生活を踏まえた自立支援を行うために訪問型短期集中予防サービス（C型）開始のための協議を行います。
- 【新】「高齢者安心BOOK～介護予防サポート手帳～」(仮称)を作成し、内容をホームページ等に掲載し、介護予防のため、広く情報提供できる環境を整備していきます。
- 介護サービス事業所と連携し、運転ボランティアの養成を行い、外出支援のためのサービス創出に努めます。

●介護予防・フレイル予防と活動の推進

- 高齢者が健康を保ち自立した日常生活を送ることができるようにするため、基本チェックリストやフレイルチェック等を活用し、自らの身体の状態が容易に確認できるよう支援します。
- 元気な高齢者から要支援の方までを対象に、これから介護状態にならないよう、身体の状態とそれに応じた各種サービスを一覧に示し、今後どのように取り組むかを考えるきっかけにします（介護予防ケアパス）。
- 介護予防講座の新規参加者を増やすため、参加者アンケート、高齢者の地区の課題などを踏まえ、募集方法や会場、地域課題に応じたプログラムなど内容の工夫をします。

●地域ケア会議の充実

- 地域包括ケアシステムを推進するため、各圏域で「日常生活圏域地域ケア会議」、「圏域個別地域ケア会議」、「地域ケア会議（事例検討会）」を開催し、個別ケースの検討、地域課題の解決策の検討を行い、施策の展開に繋がります。
- 市は、地域包括支援センターが開催する地域ケア会議において抽出された地域課題の集約や分析を行い、市全体の課題の把握をします。また、これらの課題解決に向けた検討は、「地域ケア推進会議」において資源開発や地域づくりなど施策の展開につなげるなど、一体的に取り組むことが重要です。
- 高齢者が日常生活の活動性を高め、社会とのつながりを維持しながらいきいきと自分らしく暮らし続けることができるよう、早期の段階から、保健・医療・福祉の多職種が関与し、自立支援・重度化防止に向け検討・支援を行う「自立支援型地域ケア会議」を開催します。

基本目標2 認知症施策の推進と高齢者の権利擁護

●認知症に対する理解促進と本人発信支援

- 令和6年1月1日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、幅広い世代に認知症サポーター養成講座の受講を勧めます。地域や職域で認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人や家族を手助けとなる認知症サポーターの養成を継続して実施します(子供たちを対象とした出前講座などの検討を含む)。また、認知症サポーターが地域の中で活動できるよう、認知症サポーターステップアップ講座を開催します。

- 地域の事業所や商店、金融機関等に対して、窓口等での認知症の人への対応を盛り込んだ認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の人が安心して利用しやすい商店等（認知症にやさしいお店・事業所数）の増加に努めます。
- 地域包括支援センターは、認知症の人やその家族を支援するため、介護と医療連携の推進役である「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症の人や家族の意見を聞き、事業に反映させることで、認知症の人が生きがいや希望をもって暮らすことができる地域づくりを推進します。また、認知症になっても生きがいをもって自分らしく生活している人の姿を発信します。
- 【新】認知症サポーターを中心とした「チームオレンジ鯖江」を結成し、認知症の人と家族の生活面での困りごとに早期から対応できる体制づくりを目指します。

基本目標3 生きがいづくり・社会参加の促進

●価値観の多様化やニーズに応じた学習・文化活動、スポーツ等の機会提供

- ホームページや広報さばえなどにより、学習、文化活動、スポーツ等に関する機会の情報提供を行います。
- 高齢者いきがい講座、高年大学、学びバスの運行など、生涯学習の場を提供し社会参加を促進することで、高齢者が健康で生きがいのある生活を送ることができるよう支援します。

基本目標4 在宅医療と介護の連携強化

●かかりつけ医の更なる普及

- 急変時や在宅医療が必要になった時など、いざという時や病気の様態に合わせた療養生活を送ることができるよう日頃からの心身の状態を把握し、適切にアドバイスができる「かかりつけ医」・「かかりつけ歯科医」・「かかりつけ薬局」を持つことの重要性を周知啓発します。
- 市医師会にある在宅医療検討部会で在宅医療の現状や課題について情報共有し、担当医師不在時に急変した場合、円滑に救急病院へ搬送できる体制等について協議します。
- 在宅医療提供体制の在り方について県の医療機関への実態調査を基に、将来の在宅医療の需要増加や担い手減少の対応について市医師会等と協議を行います。

基本目標5 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

●地区の状況に応じた生活支援サービスの開発

- 地域ケア会議や総合相談対応事例などからの地域の課題の解決に向けて、協議体等において地域住民と問題解決の共有を図ります。
- 介護予防・日常生活支援協議会において住民主体のサービス等を含めた生活支援体制について協議し構築を推進します。
- 第一層の生活支援コーディネーターが中心となり、市内全域の生活支援サービスの開発、地域資源の発掘、ニーズ把握、関係者間のネットワークづくり等を行います。
- 第二層の生活支援コーディネーター等が中心となり、生活支援サービスに関するニーズの把握と住民主体の生活支援サービスの立ち上げを支援します。

●自然災害や大規模感染症発生時等における体制整備

- 【新】自然災害や大規模感染症の発生時等においても、可能な範囲で業務継続を図れるよう、平時からICTを活用した会議や研修会等のオンライン化を図り有事に備えます。
- 【新】介護サービス事業所を対象として、自然災害や大規模感染症の発生時等の業務継続に向けた計画等（BCP）の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務化されました。（居宅療養管理指導を除く）これら業務継続に向けた取組の強化を図るため、第9期から第10期にかけての地域密着型サービス事業所および居宅介護支援事業所への運営指導における重点項目とします。

●避難行動要支援者避難支援プランの充実および福祉事業所との連携強化

- 【新】防災部局と連携し、区長・民生委員児童委員等の協力を得ながら、鯖江市避難行動要支援者避難支援プランに基づいた個別避難計画の作成など、避難行動要支援者を支援する体制の確立および充実を目指します。
- 【新】指定避難所での福祉避難スペースの確保に努めます。また、指定避難所での避難生活を送ることが困難な高齢者等が介護サービス事業所等に設置する指定福祉避難所への避難を速やかに行えるよう、福祉事業所との連携強化を図ります。

基本目標6 介護保険サービスの充実

●介護サービスの提供体制の確保・拡充

- 日常生活圏内における多様なサービスの連携や利用者に最適なサービスが提供されるよう考慮しながら、地域密着型サービス事業所等の整備を進めます。
- 介護サービス事業所に対し、法令等を遵守したサービスの提供状況を確認するため、運営指導・監査を適切な時期に実施します。運営指導に携わる職員間で勉強会を開催するなど運営指導・監査の資質向上に努めます。また、必要に応じて集団指導を実施します。
- 市内の地域密着型サービスの事業所が連携し質の高いサービスが提供できるよう、地域密着型サービス事業所連絡会の円滑な活動を支援します。
- 介護相談員派遣事業により、利用者の介護サービスに関する意見や要望を聴取し、事業者との情報交換を行います。利用者の不安を解消し、介護サービスの向上に努めます。

●介護分野における利便性・生産性向上の取組

《介護ワンストップサービス》

- 【新】利用者やその家族、ケアマネジャーが行う介護保険関連申請の利便性を向上させるため、マイナポータルの「ぴったりサービス」を活用した「介護ワンストップサービス」を導入し介護保険制度や申請手続の検索・オンライン申請を可能とします。

《電子申請・届出システム》

- 【新】介護事業所の負担軽減およびサービスの質の向上のため、事業所が行う介護サービスに係る指定および報酬請求に関連する申請・届出について、「電子申請・届出システム」を活用し、申請・届出のオンライン化を可能とします。

《ケアプランデータ連携システム》

- 【新】2022年（令和4年）度より、介護現場の負担軽減や職場環境の改善に向けた取組の一つとして、国民健康保険中央会による「ケアプランデータ連携システム」が提供されました。当システムの導入を促進するため、市内の事業所へ周知を行います。

5 介護サービス量の見込み

(1) 介護サービスの整備計画

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

区分	第8期	第9期		
	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
利用見込数(人)	34	40	44	48
施設数(個所)	1	2(1)	2	2

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは、利用者の自宅を定期もしくは随時に訪問し、日常生活のケアや医療上の必要なサービス
 ※ () 内は当該期間内の新たな整備見込数

② 小規模多機能型居宅介護

区分	第8期	第9期		
	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
利用見込数(人)	140	140	158	165
施設数(個所)	6	6	7(1)	7

※ 小規模多機能型居宅介護とは、通いを中心に訪問や短期間宿泊を組み合わせることができる多機能型サービス
 ※ () 内は当該期間内の新たな整備見込数

③ 介護医療院

医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療と日常生活上の介護が受けられる拠点となるよう、県と調整しながら整備を進めます。

区分	第8期	第9期		
	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
利用見込数(人)	87	110	115	115
施設数(個所)	3	4(1)	4	4

※ () 内は当該期間内の新たな整備見込数(県指定)

○ 今期につきましては、上記サービス以外の整備は予定しておりません。

(2) 第1号被保険者保険料（基準額）の算定

単位：円

第9期	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	合計
標準給付費	5,696,197,914	5,824,606,878	5,934,775,985	17,455,580,777
地域支援事業費	388,803,781	390,907,322	391,227,443	1,170,938,546
計	6,085,001,695	6,215,514,200	6,326,003,428	18,626,519,323

(3) 所得段階別の第1号被保険者保険料

本計画期間においては、所得段階を新たに13段階とし、高所得者への負担増を求めるとともに、低所得者の負担軽減を図ります。また、介護保険基金を保険料に充当することにより、保険料の上昇を抑制します。

令和5年度末 基金残高見込額	714,621千円
取崩見込額（3年間計）	580,000千円
基金残高見込額（令和8年度末）	134,621千円

所得段階	対象者	乗率	保険料 (年額・円)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受けている人 世帯員全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 世帯員全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 	0.37	25,086
		↓ 軽減後 0.2	↓ 13,560
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯員全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下で第1段階に該当しない人 	0.55	37,290
		↓ 軽減後 0.35	↓ 23,760
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯員全員が住民税非課税で第2段階に該当しない人 	0.655	44,409
		↓ 軽減後 0.65	↓ 44,160
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯員の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税者で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 	0.85	57,600
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯員の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で第4段階に該当しない人 	1.0	67,800
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の人 	1.2	81,360
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の人 	1.3	88,200
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 	1.5	101,760
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上430万円未満の人 	1.7	115,320
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が430万円以上540万円未満の人 	1.9	128,880
第11段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が540万円以上760万円未満の人 	2.1	142,440
第12段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が760万円以上870万円未満の人 	2.2	149,160
第13段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が870万円以上 	2.3	156,000



鯖江市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
2024年(令和6年)度～2026年(令和8年)度

2024年(令和6年)3月発行

編集：鯖江市健康福祉部長寿福祉課

〒916-8666 福井県鯖江市西山町13番1号

TEL 0778-53-2218

FAX 0778-51-8157

ホームページ <https://www.city.sabae.fukui.jp>

メールアドレス SC-ChojuFuku@city.sabae.lg.jp

